○農林水産省告示第五百十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分七厘以内となる資金にあっては、年二分九厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百六十九号

下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示

下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録の申請） **第四条**　（略） 2　（略） 3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる書面）を添付するものとする。 一～九　（略） 十　商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書 十一　（略） 4　（略）	（登録の申請） **第四条**　（略） 2　（略） 3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる書面）を添付するものとする。 一～九　（略） 十　商業登記がなされている場合においては、商業登記簿の謄本 十一　（略） 4　（略）

（登録をしない場合）

第六条　国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第九号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一～四　（略）

五　一年以上の拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六～九　（略）

2　（略）

（変更等の届出）

第八条　登録を受けた者は、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、三十日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第十一号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一　第四条第一項第　当該変更に係る登記一号から第三号ま　事項を記載した登記でに掲げる事項の　事項証明書変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）

二・三　（略）

2・3　（略）

（電子情報処理組織による手続）

第十条の二　第四条第一項若しくは第三項、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の書類を提出しようとする者は、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべき事項を電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含

（登録をしない場合）

第六条　国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第九号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一～四　（略）

五　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六～九　（略）

2　（略）

（変更等の届出）

第八条　登録を受けた者は、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、三十日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第十一号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一　第四条第一項第　当該変更に係る登記一号から第三号ま　事項を記載した商業でに掲げる事項の　登記簿の抄本変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）

二・三　（略）

2・3　（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第十条の二　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、報告者又は届出者の氏名及び住所並びに申請、報告又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書